



固定資産(土地)の地目の認定は、登記の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況により認定し、その評価については、総務省が定める固定資産評価基準に基づく茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領によって行います。

◆調査対象

土地の分筆、合筆、地目変更および現況の利用状況の変更(家屋の新築・滅失等)があった土地
 ※なお、調査職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

◆地目認定の例

登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定を行います。登記地目が農地、山林または雑種地等で、住宅が

建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。



平成28年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

◆対象要件

- ①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- ②居住部分の床面積が、一戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1区画につき40㎡以上280㎡以下)
- ③玄関、台所、トイレ、居室等があり、人の居住の用に供するための要件を備えていること

◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額
 ※ただし、軽減の対象は居住部分について一戸あたり床面積120㎡までとなります。

◆軽減の期間

- ・一般の住宅⇨新築後3年度分
- ・3階以上の準耐火及び耐火構造の住宅⇨新築後5年度分

※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

◆その他

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、
 資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

障害者(児)の方の

各種手当があります

在宅の障害者(児)の方に対して、左記のような各種手当があります。

お問い合わせは、
 障害福祉課(2階)
 ☎(20)1666、FAX(20)1610へ。

なお申請については各種手当の診断書が必要な場合があります。

| 手当の名称 | 障害の程度 | 所得制限 | 年齢要件 | その他要件 | 手当月額 |
|----------|--|------|-------|-------------------------|--------------------------|
| 特別児童扶養手当 | ・身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳A～B1程度。 ・日常生活で常に介助、介護を必要とする精神障害の方。 | 有 | 20歳未満 | 施設入所者は不可 | 1級 49,900円 2級 33,230円 |
| 障害児福祉手当 | ・身体障害者手帳1～2級、または療育手帳A程度。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。 | 有 | 20歳未満 | 施設入所者は不可 | 14,140円 |
| 特別障害者手当 | ・重度(1～2級)障害が重複している方。 ・療育手帳Aの1、又は同程度の重度精神障害の方。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。 | 有 | 20歳以上 | 施設入所者は不可 3ヶ月以上の入院中不可 | 26,000円 |

◆更新のご案内

すでに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の資格を有する方に、7月末頃に所得状況届を送付していますので届出をお願いします。
 受付期間は平成26年8月11日⑧～9月10日⑧です。
 なお、受付期間内に届出がないと、8月以降の手当が受給できなくなる可能性がありますのでご注意ください。